

第61回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2010年11月30日(火) 10:30～12:35

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 12階 1202会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

文部科学省

研究開発局原子力課 篠崎課長

研究開発局研究開発戦略官付 河原室長補佐

経済産業省

資源エネルギー庁原子力政策課 佐野企画官

原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課 浦野統括安全審査官

日本原子力研究開発機構

原子力人材育成センター 杉本センター長

日本原子力産業協会

政策推進部 原マネージャー

内閣府

梶田審議官、中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐、藤原参事官補佐

4. 議 題

- (1) 原子力人材育成ネットワークの設立及び原子力人材育成等推進事業費補助金の平成22年度採択事業決定について(文部科学省)
- (2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について(諮問)(原子力安全・保安院)
- (3) 第7回ITER理事会の開催結果について(文部科学省)
- (4) 第1回国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)執行委員会会合及び運営グループ会合の結果について(内閣府・経済産業省)
- (5) 第11回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)大臣級会合の開催結果について

- (6) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について
- (7) 尾本原子力委員会委員の海外出張報告について
- (8) 原子力政策大綱の策定について
- (9) その他

## 5. 配付資料

- (1-1) 「原子力人材育成ネットワーク」設立について
- (1-2) 「原子力人材育成ネットワーク」設立趣意書
- (1-3) 「原子力人材育成等推進事業費補助金」の平成22年度採択事業決定について
- (2-1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）
- (2-2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可申請の概要
- (3-1) 第7回ITER理事会結果概要
- (3-2) 第7回ITER理事会共同声明の発表について
- (4) 第1回国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）執行委員会会合及び運営グループ会合の結果について
- (5) 第11回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）大臣級会合の結果概要について
- (6-1) 近藤原子力委員会委員長のヨルダン出張報告
- (6-2) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告
- (7) 尾本原子力委員会委員の海外出張報告
- (8) 原子力政策大綱の策定について（案）
- (9) 第57回原子力委員会定例会議議事録
- (10) 第58回原子力委員会定例会議議事録

## 6. 審議事項

（近藤委員長）おはようございます。第61回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、原子力人材育成ネットワークの設立及び原子力人材育成等推進事

業費補助金の平成22年度採択事業決定について、文部科学省、日本原子力研究開発機構、日本原子力産業協会から説明をいただくこと。2つが、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について、諮問内容の説明をいただくこと。3つが、第7回のITER理事会の開催結果について、文部科学省から報告をいただくこと。4つが、第1回国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）執行委員会会合及び運営グループ会合の結果について、内閣府及び経済産業省からご説明いただくこと。5つが、第11回のアジア原子力協力フォーラム（FNCA）大臣級会合の開催結果について、ご説明いただくこと。6つが、私の海外出張報告について。7つが、尾本委員の海外出張報告について。8つが、原子力政策大綱の策定について。9つが、その他でございます。この議題でよろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からまいります。説明をよろしくお願いいたします。

(1) 原子力人材育成ネットワークの設立及び原子力人材育成等推進事業費補助金の平成22年度採択事業決定について（文部科学省）

(中村参事官) 1番目の議題でございます。原子力人材育成ネットワークの設立及び原子力人材育成等推進事業費補助金の平成22年度採択事業の決定につきまして、文部科学省研究開発局原子力課の篠崎課長、日本原子力研究開発機構原子力人材育成センターの杉本センター長、日本原子力産業協会政策推進部の原マネージャーよりご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

(篠崎課長) 文部科学省の原子力課長の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

原子力人材育成ネットワークの設立についてご報告させていただきます。お手元の資料1-1をごらんいただければと思います。

1ページ目に設立の経緯というのがございます。ご案内のように、原子力政策大綱あるいは原子力立国計画等で原子力の人材育成についての重要性というものが、かねてより色々と指摘されておりました、これを受けまして、産学官のボランティア組織としまして、平成19年9月に原子力人材育成関係者協議会というのが設立されました。ここで色々な人材育成活動のネットワーク化とハブ化というのを提唱されまして、これを受けまして今年の4月に、下のところでございますが、原産協会にとりまとめいただきまして、原子力人材育成ネットワークを設立させるべきであるという報告書をいただきました。

その後、産学官あわせましたネットワークをつくる設立に向けた活動をやるために、1 ページ目の青い字の下のところがございますが、産学官のメンバーで構成する設立準備会合あるいはワーキンググループを開催いたしまして、ネットワークの体制、事業・活動内容等を検討いたしまして、一番下でございますように、今年の11月19日に原子力人材育成ネットワークというものを設立するに至ったわけでございます。

2 ページ目、このネットワークの参加機関でございます。対象といたしましては、一番上のところにありますように、国内外の人材育成に関係する企業、機関あるいは団体、それらの内部組織ということでございまして、下にありますようなネットワークの周知・広報、あるいはこの活動の進展とともに参加機関を拡大していくというようなことを考えております。

3 ページ目に具体的な参加機関として、個別に働きかけをしまして現時点でご賛同いただいております大学あるいは電気事業者、関連のメーカー、研究機関、学会等、あるいは政府もあわせまして、最初としましてはここに書いたような機関に参画していただくということになっております。ただ、この一番下のところがございますが、これは設立時の参加予定機関でありまして、今後色々な方々と、あるいは組織とご相談をさせていただきながら随時参加を募って、このネットワークの加入団体を増やしていこうと思っております。

4 ページ目にこのネットワークの目的でございます。矢印の下のところがございますが、この人材育成に関する活動を効率的、効果的に推進する、あるいは人材育成に係る目標の達成をするということでございます。具体的なものとしましては、下のところにあります(1)から(5)の目標をつくっております。原子力界を支える人材の確保、あるいは国際的視野を持った人材の育成、あるいは新規原子力導入国における人材育成の支援、学生等の原子力志向の促進というようなことを大きな目的としております。

5 ページ目、具体的な事業内容でございますが、基本的にはこの人材育成に関係する関連事業につきまして、各参加機関における情報共有、あるいは相互協力をしていくということで、機関横断的な事業ということで、ここにあります(1)から(7)までの事業を想定しているわけでございます。

6 ページ目がこのネットワークの体制でございます。ネットワークの運営委員会というのを設けまして、年2回程度の開催をしまして、このネットワーク事業活動の基本方針、方向性を決定する予定でございます。この運営委員会につきましては、各参加機関のハイレベル、企業では役員クラス、役所では部長あるいは審議官クラスの方々に委員会のメンバーになっていただきまして、基本的な方針をつくります。この下に企画ワーキンググループを設けま

して、具体的な色々な検討事項につきまして各分科会を設けながら検討を進めていくということでございます。

7ページ目が具体的にどういうことを当面やるかということでございますが、一番上のところにあります、先ほどご紹介いたしました原子力人材育成関係者協議会で10項目の提言をいただいております、この提言の実現に向けて個別の分科会を中心としながら、今後どのようなアクションを起こせばいいかというようなことについて検討していこうと思っております。

その中身でございますが、8ページになります。分科会等で具体的に想定している検討内容でございます。多岐にわたっておりますが、初等・中等教育あるいは高等教育、国際化、あるいは新規導入国に対する人材育成の支援、こういうようなものを中心に活動していこうと思っております。

このネットワークを実際に動かしていくためのハブになります事務局機能、これが9ページでございます。ここにあるような情報収集あるいはデータベース構築から始めまして、問い合わせ窓口としての活動あるいはいろいろな分科会の立ち上げ、参加機関の拡大、最終的には、これは中核的恒常機関をつくるべきであるというような報告書の提言をいただいておりますので、将来的にはこういう機関を設立するという事も視野に入れながら、今後関係者間でどういうふうになればいいかというようなことを協議していきたいと思っております。

10ページ目がこのネットワークの一応ウェブをつくりましたので、このウェブを中心にいろいろ情報発信をしていこうというふうに考えております。

それから、資料1-2でございますが、今申し上げましたネットワークの設立趣意書でございます。目的あるいは内容につきましては今ご説明したとおりでございますが、実施体制としましては、1ページ目の実施体制にあります、本ネットワークでは日本原子力研究開発機構、それから社団法人日本原子力産業協会による中核的な組織を中心として、参加各機関あるいは個別ネットワーク等との連絡調整を行うということでございます。

先ほど申し上げました全体のステアリングをします運営委員会につきましては、3ページ目の別紙というところに委員の方々の名簿をつけさせていただいております。

それから、資料1-3でございます。これは文部科学省で本年度から国際原子力人材育成イニシアティブという事業が立ち上がりまして、これの初年度の採択事業を決定させていただきました。具体的な採択機関につきましては、1ページめくっていただきまして3.の採択事業一覧というのがございます。Ⅰ. 機関横断的な人材育成事業、それからⅡの施設・設

備の共同利用の促進事業ということで、ここに書いてあるような機関での事業を採択させていただいております。

この採択事業と今申し上げました人材育成ネットワークの関係でございますが、特に機関横断的な人材育成事業につきましては、この機関横断的などというところで先ほど申し上げました先般立ち上げました人材育成ネットワークをサポートするための事業を今般採択させていただいております。これをコアにしながら、さらに施設・設備の共同利用、具体的な各大学等で所有しておりますいろいろな施設・設備、こういうものを使った人材育成というのをやりながら、全体として有機的な人材育成事業が進むように努力していきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

(近藤委員長) ご説明、ありがとうございます。

それではご質問ご意見、どうぞ。秋庭委員。

(秋庭委員) ご説明ありがとうございます。原子力人材育成ネットワークについては、原子力委員会としても大変関心のあることで、やらねばならないということをおもっております。今お伺いした中で、まず質問です。事務局が原子力機構及び原産協会となっておりますが、その役割分担はどうなっているのかということが1つ目です。

それからもう1つ、今資料1-3で補助金のことについても、連携についてはこの横断的な事業については補助金によって賄うということをお伺いしましたが、全般的にこの人材育成ネットワークの費用はどのように賄っていくのか、お伺いします。

3つ目は、この中にこれから具体的に、8ページの当面の方針の中に、初等・中等教育段階というのが入っております。私も子どもたちへのエネルギー教育ということが大変重要だと思っているんですが、実際にはこの運営委員の中には初等・中等教育にかかわっているような方たちが入っていないように思います。これは文部科学省がご担当のところなので、それはそうなっていて、分科会のところでは実際に関わっていらっしゃるような方たちが入れられるのかなのか、その辺りについて伺えればと思います。よろしくお願ひします。

(杉本センター長) 原子力機構原子力人材育成センターの杉本でございます。最初のご質問、事務局の私ども原子力機構と原産協会の役割分担ということでございますが、このネットワーク、産官学が共同してやるということですが、これまでの経緯がございまして、それぞれ得意なところとあまり得意ではないところがございます。例えば私ども原子力機構ですと、大学との連携というのはかなりもう二十数大学と連携をやってきておりますので、高等教育

機関のところは実績もあるし、ネットワークももう既にできているということで、そこら辺を中心というものが1つでございます。一方、産業界のところ、電力とかメーカー、そこら辺は原産協会が、電事連も含めまして太いチャンネルがあるということで、そこら辺もあわせてオール日本ということをやるということでございます。

もう1つですが、今篠崎課長からご説明ありましたように、国際原子力人材育成イニシアティブが予算的な根拠があるところが今のところここだけです。提言もかなりの部分カバーしているんでございますけれども、ここら辺のところは原子力機構のほうで予算を使わせていただくということで、共同事務局なのですが、予算の責任上もあるので、例えば事務局長を当面は原子力機構から出させていただくというようなことも分担の1つだと思います。(篠崎課長) それから、最後のお話の初等・中等教育の話でございますが、6ページに体制ということで、それぞれ分科会をつくって検討するというような予定をしております。恐らくこの分科会1から6というふうにあります。仮置きですけれども、イメージとしましてはこの先ほどの8ページにあるようなアイテムごとに分科会をつくって検討していくということを考えております。この分科会の中にはまさに、例えば初・中段階の教育の話になれば初等・中等教育局の関係の色々な学校とか学校の関係者とか、初等・中等教育にいろいろな経験とかそういうことを持っていらっしゃる方を交えて、具体的な行動をどういうふうにするかというように議論するような場にしようと思っております。

(秋庭委員) ありがとうございます。これから具体的な運営が始まっていくということで、スムーズな運営がなされるように願っています。ありがとうございました。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。時間も限られていると思いますので、質問を絞ってお伺いしたいと思います。国際的な人材育成ということを非常に意識なさっていることが分かりました。今後の国際化について2つ質問があります。1つは、コミュニケーション能力向上のための事業の推進という項目が挙げられていますが、これは英語教育のことを指しているのか、それとももう少し幅広い意味の突っ込んだ話なのか、「コミュニケーション能力の向上」の具体的なイメージがもしあればお聞かせいただきたいと思っております。

また、もし、人材の国際化がうまくいけば、国際的に活躍できる人材がたくさん出てくるのが予想されますが、そうすると、必ずしも日本の企業や日本の原子力業界で働くという選択肢を選ばない人々がその中でかなりの割合を占めるということも考えられると思うんですけれども、そういう事態が起こりえることも視野に入れての話なんではないでしょうか。

原子力人材育成ネットワークを文部科学省や原産協会がおやりになるというのは、やはり日本の原子力業界の将来のことを考えてのことだと思うんですが、国際的に活躍できる人材が増えれば、その人材は海外にどんどん出て行くことになるのではないかと予測できるのですが、この点についてどうお考えでしょうか。

(篠崎課長) 最初の質問、コミュニケーション能力の話につきましては、もちろん英語の話というのも非常に重要なエッセンスだと思いますけれども、恐らくここで議論されるであろう話というのは、単に英語ができれば良いということだけではなくて、今教育の世界でも言われていますコミュニケーション能力をどういうふうに育てていくかというような議論もあるというふうに聞いております。恐らくそのコミュニケーション能力と語学力と両方あわせた形での新しい優秀な人材を育てていかないといけないということがここで指摘されているイシューだと思っておりますので、それをやるにはどうすれば良いかというようなことをこの分科会等を通して色々な関係者と議論を積み重ねながら、具体的なやり方を考えていくのかなというふうに思っております。

それから、日本の企業ではないところに行ってしまうような人たちをどうするかということですが、これは非常に難しい問題だと思います。日本の原子力を支えるような人をどうやって育てていくかというのが一番大きな問題意識としてこういう取組が始まったということですが、将来的に日本人が他の国の企業なりに就職をして、そういうところで活躍されていくというのをどういうふうに捉えるかということは、これは我々だけではその是非について必ずしもしっかりした議論をしたわけではありません。他方、やはり当面は日本の企業でしっかり今後の原子力を支えてもらえるような、そういう人たちを育てていかないといけないのではないかと問題意識のもとに関係者が集まったということですので、まずはそこをしっかりとやりながら、今先生がおっしゃったような問題意識についてはいずれまた色々な関係者も協力しながらどういうふうにしていくかということを考えないといけないと思いますし、そういう方向性につきましては、原子力委員会でも色々ご示唆をいただければありがたいなと思っております。

(大庭委員) 一言だけ付け加えさせていただきたいんですが、コミュニケーション能力を今おっしゃられたようなやり方で海外で通用するよう育成する、ということであれば、日本の企業内においてもそのようなコミュニケーション能力が十分生かせるようなビジネスの進め方、やり方を浸透させていく、というのも合わせてやっていかないといけないのではないのでしょうか。そうでないと、国際的な人材を育てたは良いけれども、彼らが日本企業には行かず、



グローバルスタンダードに沿ったビジネスのやり方をするところに行ってしまうということがあり得るので、人材育成と合わせてこの辺も検討いただければと考えております。

(近藤委員長) 原子力基本法には、「もって人類の福祉の向上に貢献する」とありますので、それについてはあまり悩まないで良いでしょう。

では、尾本委員。

(尾本委員) 最初に、私の期待です。非常に良い方向に動いていると思うんですが、1つ重要なのは、ネットワークをネットワーキングするということだと思います。今年の3月にアブダビで人材育成についての国際会議が開かれて、その最終スピーチのタイトルは、アイソレーション オア コーポレーションということでした。アイソレーションということについては実はある国を批判していたと私は聞いているんですが、要は、日本がネットワークつくるだけではなくて、他のネットワークとどうやってうまくつながっていくか。例えばANENT、あるいはENEN、こういったものとうまくつながるようにして、国際的な場をつくらせていただければと思います。

それから、1つ質問です。ネットワークをつくるというのは、効率的に物事を進める、あるいはオーバーラップを防ぐ、こういった上で非常に重要なんですが、やはり教育で重要なのはリソース、教える人とか教材とか奨学金だとか設備だとかこういったものだと思うんです。そういう点、例えばハブの1つである原産が奨学金をつくって原子力の人材育成に大きく乗り出していく、企業としてもそれにメリットがあるでしょうから、そういうことも今後あるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。そういうリソース側の件についても色々な分科会で検討されていくものだろうと思うんですが、そのあたりを教えていただければと思います。

(篠崎課長) リソースの問題というのが恐らく一番難しく、我々もメニューとして幾つかのプログラムを用意したり、それでとりあえずの立ち上げというのを各機関にお願いして、実際に今回も採択をしてこれから始まるというところですが、これをサステイナブルにしていくにはどうすれば良いかという議論は依然としてやはり残っていると思っております。我々でもサポートするのは良いんですけども、やはり最終的には国が資金を提供しなくてもそれぞれの機関が独自にサステイナブルな取組をしていっていただくというのがやはりあるべき姿だと思っておりますので、そういうふうにしていくには一体どのような人たちがどういうふうな分担で何をすれば良いかということが非常に大事になると思っております。そういう議論も分科会レベルでこれから相談をしていきたいと思っておりますし、それから、

機関によって利害が必ずしも一致しないようなところも出てきますので、その調整をどういうふうにしていくかということも今後の課題だと思っております。

いずれにしろ、まだ色々な立場の方々がまず一緒に1つの大きな方向性に向かって進んでいこうというような形にしたというところまで、具体的なやり方については今後色々な関係者と相談をしていく過程で色々また問題が起こってくるかと思いますが、そういうことを皆さんと相談あるいは調整をしながら、この委員会でもご示唆いただいているような方向性に持っていきけるように、そういう努力をしていくように、そういう環境づくりを我々としてはやっていきたいと思っております。

(近藤委員長) 鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 私は3つほど。これはコメントです。原子力委員会も政策評価で人材育成のレポートを8月に出しているんですけども、その中で提案した中に私が特に強調したいことが3つあるんです。

1つは、原子力の人材育成を考えたときに、我々の報告書の中に書いてあるんですけども、原子力の中のコミュニケーションは大分進んだんですけども、異分野間の、特に原子力以外の人たちとの交流がまだ足りないというのを指摘してしまして、人材育成ってかなり日本あるいは世界的にも共通した色々な次世代問題があると思いますので、異分野をぜひやっていただきたいというのが1点。

2つは、国際的な人材のお話で、大庭先生のお話にもつながるんですが、日本の人材を育てることと海外の人材を育てることと、その中に外国人を日本に入れる話も指摘しているんですね。それも国際化にとって重要であろうと。だから、それも考えていただきたいと思います。

それから3点目は、これは地方自治体の方々との交流も含めて、日本の中でただ議論をするのではなくて、できれば制度化のような形で、例えば資格制度の話だとかそういう形に残っていくような議論をしていただければと思います。例えば、その報告書でも例として挙げられているのが、女性の比率をある程度決めて増やしていくとか、国際的な人材も海外からの雇用の比率も増やしていくとか、資格制度の話もありましたけれど、なるべく社会の構造化していくような形で議論していただきたいと思います。

この3つ、よろしく願います。

(近藤委員長) 私から1つ、2つ。1つは品質保証の問題。教育というか人材育成の取組みにあっては品質保証が非常に重要です。品質が悪いとネットワークは単に汚名を世に残すため

につくるようなものになってしまいますので、ぜひ高い品質を追求していただきたい。そのためにも、この先日の発足を決めた会合における講演で申し上げましたけれども、グローバルスタンダードはミニマムであるという問題意識を忘れずに、グローバルスタンダードにしたいと各国から思われる、あるいはグローバルスタンダードを超えていると評価されるものにしていくことを目指して品質保証を心がけていただきたい。

それから、資源の問題、既にご指摘があったわけですが、教育は慈善事業ではないので、原則は恐らく受益者負担と思うんです。で、このネットワークに参加するこの各種団体のリストを見ると、教育の成果を期待している、つまり受益者と考えられる組織も参加しているのではないかと考えられる。ですから、このネットワークというのはおそらく教育機能のみならず教育資源の面でも新しい役割分担を目指していると理解していますが、重要なことなので念の為申し上げます。

あわせて、これは長く議論があるところですが、そもそも原子力人材育成を国が特出ししてやるべきものなのか、国によっては原子力という分野の持つ特殊性にかんがみて、国としてサポートすべきであるということをはっきりしている。一方、この分野を特定して特別に力を入れる必要はないのではないかと国もあるでしょう。ご説明にあった提案公募制度による人材育成のための政府資金の投入は、我が国として原子力に関する人材育成を他の分野に対するそれとどういう関係におくべきかという点について議論した結果として、こういう取組みをキックオフマネーとかシードマネーを補助金として出してサポートする誘導政策を推進することが国としてやるべきことというコンセンサスがあつてのことなのだと思うのですが、これで良いのか、これは良いのかということは今後とも政策課題として、イシューとして議論していくべきことだと思っています。

さて、もう時間がありませんので、この議題はこの辺にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題。

(2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）（原子力安全・保安院）

(中村参事官) 2番目の議題でございます。独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可につきまして、11月26日付け

で諮問がありました。その内容につきまして、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課、浦野統括安全審査官よりご説明いただきます。

(浦野統括安全審査官) それでは、お手元の資料 2-1、それから資料 2-2 に基づき説明をさせていただきます。

資料 2-1、これは経済産業大臣から原子力委員会委員長宛ての諮問でございます。独立行政法人日本原子力研究開発機構、岡崎理事長より、平成 21 年 3 月 24 日に原子炉等規制法第 16 条第 1 項の規定に基づきまして、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境センターにおける加工事業の変更許可申請を受けまして、当方におきまして審査の結果、炉規制法第 16 条第 3 項において準用します 14 条第 1 項 1 号、第 2 号、経理的基礎に係る部分に限るということでございますが、許可基準に適合していると認められますので、炉規制法第 16 条第 3 項によって準用する法第 14 条第 2 項の規定に基づきまして、当該基準の規定につきまして原子力委員会の意見を求めるため諮問いたすものでございます。

これにつきまして、概要を説明させていただきたいと思っております。資料 2-2 の 1 ページ目でございます。1. 申請の要旨といたしまして、申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名ということで、ここでは理事長が 8 月に交代がございまして、鈴木理事長となつてございます。それから、事業所でございますが、こちらの人形峠環境技術センターは岡山県鏡野町上齋原でございます。それから、申請年月日は飛ばしまして、事業の内容、変更の内容でございますが、2 ページをお開きください。今回の変更の申請というものでございますけれども、こちらは DOP-1 カスケード設備、これはデモンストレーションオペレーションプラント、いわゆる濃縮施設の略称でございますが、このカスケード設備、滞留ウランを回収するという工程を追加するというものでございます。

この DOP-1 カスケード設備というものにつきましては、注釈としまして星マークの 1) ということで、下にございますけれども、このウラン濃縮の施設、設備でございますが、これは昭和 60 年 10 月に加工事業許可を得まして、第一期のウラン濃縮原型プラントといたしまして濃縮の役務を行ってまいりました。これにつきましては、役務終了後でございますけれども、平成 14 年 4 月に許可を得まして、停止措置ということで安定した静的な状態で保管状態が続けられていたというものでございます。今回はこの設備の滞留ウランを回収するという工程を追加するという内容でございます。

ここで①に戻っていただきますけれども、DOP-1 カスケード設備等の内部に付着しているウラン、これは滞留ウランとしまして  $UF_4$  の状態で内部に付着してございますけれども

も、滞留ウラン除去設備から供給します  $IF_7$  のガスによりまして化学反応を起こさせ、気体状の  $UF_6$  と  $IF_5$  というガスになりますけれども、こうしたものを滞留ウラン除去設備において回収するというものでございます。

それから、②でございますけれども、滞留ウラン除去設備は DOP-2 カスケード設備の滞留ウラン回収時に使用した設備をここでは有効活用するということとしまして、DOP-1 カスケード設備の配管より接続するというので、この場でも一部カスケード設備内の配管もさらに利用するというものでございます。

ここで、DOP-2 カスケード設備ということにつきましても注釈、星マーク 6 ということで、下に注釈が示してございますので、少し説明させていただきます。この DOP-2 カスケード設備、これにつきましては濃縮を行う設備でございます。これにつきましては、昭和 61 年 10 月に加工事業許可を得まして、第二期のウラン濃縮原型プラントといたしまして、濃縮役務を行ってまいりました。こちらの濃縮役務終了後でございますけれども、平成 11 年 10 月に核燃料物質の使用の許可を得まして、加工施設を核燃料物質の使用施設として滞留ウランを回収する試験研究を実施するというので行ってまいりました。この成果につきましては、日本原燃株式会社の六ヶ所でございます濃縮の、今、装置の交換を行っている、そちらでの滞留ウランの回収というところに技術が活用されているというものでございます。こちらの今回利用します滞留ウラン除去設備が DOP-2 カスケード設備の滞留ウラン回収に使用した設備を使うということをご予定しているというものでございます。

これにつきましては、簡単ではございますけれども、最後のページ、5 ページをお開きください。系統図がつけてございます。左からごらんいただきたいのですが、ボンベというのがございまして、こちらに  $IF_7$  ガスがございまして、それから少し上にいきまして、小さな字で恐縮でございますが、DOP-2 遠心分離機、DOP-1 カスケード設備、DOP-1  $UF_6$  処理設備とございます。これは DOP-2 カスケード設備を切り離した上で DOP-1 カスケード設備、DOP-1  $UF_6$  処理設備、これを系統につないで、まさに滞留ウランを回収しようという系統を構成した後の状態をお示ししてございます。

これでガス状になりました  $UF_6$  につきましては、右側にまいります回収用コールドトラップ (1)、(2) というところで回収をするというものでございます。このほか右側には系内の安定不活性ガス、こういったもので系内をパージするという操作もございまして、滞留用排気系のケミカルトラップ装置を設けるなど、核燃料物質を不用意に放出しないように装置を設けているということとして系統構成を行ってございます。

もう一度、2ページにお戻りください。この上で今回変更に伴う変更内容ということでございますけれども、2ページの(1)でございますが、DOP-1カスケード設備等の内部に付着している滞留ウランを除去するため、加工の方法にDOP-1カスケード設備の滞留ウランの回収を追加するとともに、加工設備に滞留ウラン除去設備及びDOP-2カスケード設備の一部を追加する。なお、滞留ウラン除去に利用する一部の配管を除くDOP-1カスケード設備は、閉止措置した上で、主棟内に設定する第1種管理区域内に保管すると。また、滞留ウラン回収後のDOP-1カスケード設備は再度閉止措置を実施するというものでございます。

(2)につきましては、安全確保を図る上で、核的、熱的制限値をこの下にございますような①核的制限としまして、左側の設備について右側にあります制限値を設けて安全確保を図る。それから、②の熱的制限値につきましても、こういった措置を講ぜよというものでございます。

(3)では放射性廃棄物の廃棄施設について、①でございますけれども、次のように変更前、1時間当たり2万7,000立米、こういったものを一部排気量を減少させるという操作を行った上で2万立米にしますけれども、今回のDOP-1カスケード設備の排気量として1時間当たり5,000立米、こういった措置を講じるというものでございます。

(3)では放射性廃棄物の廃棄施設について、①でございますけれども、次のように変更前、1時間当たり2万7,000立米、こういったものを一部排気量を減少させるという措置を行った上で2万立米にしますけれども、今回のDOP-2カスケード設備の排気量として1時間当たり5,000立米、こういったものを追加したものとして処理を行うものを追加するという事としてございます。

その他ということで(4)に示してございますけれども、大事なポイントは今回の変更許可において、核燃料物質の最大処理能力及び最大貯蔵能力の変更はないというものでございます。

まことに恐縮でございますけれども、これでまた1ページにお戻りください。工期、(5)でございますけれども、平成22年度末から準備工事を始めて、滞留ウランの回収操作を行った上で、また安定化させるための閉止措置等の工事を行うということを行いまして24年度末まで、それから25年度の閉止措置の再設定ということを含めまして、こういうような工期で行うということでございます。

(6)の工事に要する資金としましては1,000万円ということで、運営費交付金によ

りまかない充当する予定としているというところでございます。

さらに、資料2-1、諮問文の別紙をごらんください。原子炉等規制法第16条第3項において準用します法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準への適用についてということでございますけれども、今回の変更内容としまして、DOP-1カスケード設備等の内部に付着している滞留ウランを除去するため、加工の方法にDOP-1カスケード設備の滞留ウランの回収を追加するとともに、加工設備に滞留ウラン除去設備及びDOP-2カスケード設備の一部を追加するものである。また合わせて記載の適正化・明確化等を図るものである。

2. の許可の基準への適合性。加工の能力につきましては、本申請は滞留ウラン除去設備を加工施設として追加し、滞留ウランの回収・保管を行うものであり、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力に変更はないということ。

それから（2）としまして、法第14条第1項第2号、経理的基礎に係る部分に限るとしまして、本申請に係る工事に要する資金は運営費交付金より充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあることから、本申請の変更を的確に遂行するに足る経理的基礎があると認められるということでございます。

以上、説明でございます。よろしく願いいたします。

（近藤委員長）ありがとうございました。

ご諮問をいただきましたので、これについては審査した後、適当なときにお返事を申し上げるわけでございますが、何か特にご質問が今あれば伺います。

鈴木委員、どうぞ。

（鈴木委員長代理）確認なんですけれども、4ページのところに保管廃棄能力が80kgボンベ換算で9本となっていますが、ということは、回収する滞留ウランの量というのはこれ以下だというふうに推定されているということですか。

（浦野統括安全審査官）はい、そういう予定と聞いております。

（鈴木委員長代理）はい、分かりました。

（近藤委員長）他に。

よろしゅうございますか。

それでは、適当なときにお返事申し上げることを約束して、この議題を終わります。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題。

(3) 第7回 I T E R 理事会の開催結果について (文部科学省)

(中村参事官) 3番目の議題でございます。11月17日に開催されました、第7回の I T E R 理事会の開催結果につきまして、文部科学省研究開発局研究開発戦略官付の河原補佐からご説明をいただきます。お願いいたします。

(河原室長補佐) 文部科学省の河原でございます。よろしく申し上げます。

資料3-1に基づきまして、第7回 I T E R 理事会の結果の概要についてご報告いたします。

まず、ページをおめくりいただきまして1ページ目ですけれども、11月17日から18日にかけて、フランスのカダラッシュにおいて第7回目の I T E R 理事会が開催されております。日本側の出席者は森口文部科学審議官、I T E R 機構からは本島機構長が出席され、本年7月に機構長が交代してから初めての理事会ということでございます。

2ページ目に主な議題を載せておりますけれども、今回の主要な論点としては4番目のコスト削減と抑制、さらに6番目の運営評価のやり方についてでございます。

3ページ目には結果概要の1番目ですけれども、I T E R 機構から幾つか報告事項がございました。1つは、I T E R 機構職員の状況ということで、今年の10月末時点で職員が463名、うち日本人の専門職員数が24名という状況でございます。

それから、調達取決めにつきましても、全体の60%が締結をされているという状況です。それから、予算及び財務についての報告もございました。

続いて4ページ目でございますが、コストの削減・抑制ということで、I T E R 事業及び I T E R の性能に与える影響に関する検討を踏まえまして、I T E R 機構より提案がなされております。今年の7月にベースライン文書を合意しておりますけれども、それ以降建設コストの削減を検討しております、約200億円分を追加資源、ここでは予備費でございますけれども、提案がなされて承認がなされているという状況です。

それから、運営評価につきましては、I T E R 協定に基づきまして2年に1回 I T E R 機構の運営を評価することを行っております。昨年の2009年に第1回目の評価を実施しております、次は来年2011年に2回目の評価を行うということで、そのスコープについて理事会で議論がなされました。

I T E R 機構が新体制となって間もないということで、包括的評価は十分期間がたってか



ら評価すべきだということでございまして、今回の評価スコープについては、今年7月以降の新体制になってからの期間につきまして、前回の運営評価の指摘事項の反映状況等に絞って評価されるべきだという提案がなされ、合意に至っております。

それから5ページ目、今後のスケジュールですけれども、次回の理事会、第8回目については6月15、16日、日本で開催するということが合意されております。

最後に、6ページ目には理事会の期間中にITERの本部建屋の建設開始の式典を開催しておりますのでその模様、それから10月現在のITERサイトの状況について掲載しております。

資料3-2にはプレス発表の資料も載せておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何かご質問ご意見ございましょうか。

よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

次の議題にいきましょう。

#### (4) 第1回国際原子力エネルギー協力フレームワーク (IFNEC) 執行委員会会合及び運営グループ会合の結果について (内閣府・経済産業省)

(中村参事官) 4番目の議題でございます。第1回国際原子力エネルギー協力フレームワーク (IFNEC) 執行委員会会合の結果につきまして、内閣府の梶田大臣官房審議官、経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課の佐野企画官よりご説明いただきます。

(梶田審議官) では、ご報告させていただきます。

資料は第4号でございます。1ページ目をごらんいただきますとおり、第1回ということになっておりますが、先生方ご案内のとおり、去年まではGNEP、グローバルニュークリアエナジーパートナーシップという名称で開催されていた会合です。もともと2006年に米国ブッシュ政権で提案され、7年以降続けてきていたこの国際フォーラムでしたが、昨年北京で閣僚会議を開きました際に、ブッシュ政権からオバマ政権になり、今後の新しいフレームワークとしてどうすべきか、名称、ミッションを含めて再検討を事務方で行った上で報

告してほしいという合意がなされました。

それを受けまして、今年の6月、ガーナで運営グループ事務レベル会合を行いまして、ミッションを従来の核燃料サイクル技術の研究開発というところにもっぱら焦点を当てていたものを、もう少し商業利用全般に広げた国際的フォーラムとして運営をしてはどうかということでそのミッションを改め、また参加資格、手続き等々についても見直した結果として、インターナショナルフレームワークフォーニュークリアエナジーコーポレーションという名称に変更を提案したわけでございます。それを各閣僚にもご了解いただいたということで、今回ヨルダンでIFNECの第1回執行委員会閣僚級会合が開かれたという経緯でございます。

参加者につきましては、ここにごらんいただいたような、メンバー国21、オブザーバー国21。メンバーとしては参加国が27、オブザーバー国が30を超えておりますが、そのうちの40カ国以上が参加して開かれたものでございます。我が国からの参加者は、経済産業省中山政務官以下、近藤委員長にもご出席いただいて開催をしております。

その結果、閣僚レベルで合意した中身でございますが、2ページ目、3ページ目に色々つけておりますけれども、むしろ8ページ目をごらんいただきたいと思っております。8ページ目にそのヨルダンの会合の結果、閣僚級で合意したジョイントステートメントをつけております。ジョイントステートメントの1ページ目から2ページ目につきましては、経緯等を書いておりますので省略させていただきまして、ジョイントステートメントの2ページ目、この全体の資料でいいますと9ページ目の下に、今回閣僚レベルで合意して、今後IFNECとしてはこういうところに特に力を注いでいこうということで合意した内容を6点ほど書いております。

そのまず1番目をごらんいただきますと、IFNECとしては今後マルチラテラルあるいはマルチナショナルなコマーシャルベースのフューエルサイクルのメカニズムというもののあり方を検討していくことが合意されました。

それから、その次のページ、(2)をごらんいただきますと、特にその際、フューエルサイクルのテクノロジーというよりはフューエルサイクルのメカニズムの中の、1行目から2行目に書いてありますが、コンプリヘンシブでリスポンシブルなフューエルマネジメントスキーム、インクルーディングCTGといいますのはクレードルトゥグレーブ、いわゆるゆりかごから墓場まで。原子力発電を中心としたその前後のフロントエンド、燃料供給の段階から使用済燃料あるいは廃棄物の処理に至るまでの適切な信頼できるマネジメントスキームの

あり方を検討していこうということに特に力点を置こうということが今回合意をされたわけでございます。

従来のGNEPがIFNECに名称を変えるだけではなくて、そのミッションとしてこういうメカニズムのあり方を幅広く、何らの事前プレジャッジといいますかいろいろな予見を入れずに、また各国に、NPTの義務を遵守するのは当然でございますが、それ以外の特別な義務なり参加要件などを課すことなく、自由に検討していこうという場として各国間での合意、確認がしっかりとされた会議であったかというふうに考えております。

今後は、こういう自由に核燃料の供給保証を含めた発電利用のためのいろいろな勉強の場として、緩やかなフレームワークとして意見交換の場として活動を続けていくわけですが、一方で、参加が自由だということで今回実は新たに西ドイツ、クエートがGNEPに対してメンバー国として参加しました。それに加えて、既にオランダも参加をするというふうに議長国に対して通知をしてきております。また、アルゼンチンも参加の手続きの最終段階にあるということも今回の会議で表明しております。

今後、参加国が非常に増えて、かつ自由に討議をするとなると、今申し上げたような点、核燃料供給サービスのあり方というのは従来から色々な議論、検討がされてきておりまして、その参加者が増えれば非常に議論が拡散しかねない、信頼できるサービスシステムのあり方を検討するのは非常に難しくなるというような問題も一方で抱えておりますので、この今申し上げたような（１）、（２）に挙げたような点、これは日本、フランスが共同議長としてワーキンググループを進めるということになっておりますけれども。また、IFNEC全体でも米国を議長として、日本、フランス、中国が副議長となり、議長団としてこれをマネージしていくという任務を負っておりますので、参加者が増える中で意味のある、中身のある議論をしっかりできるようなマネジメントというのを今後、私どもも議長団としてしっかりと任務を果たしていきたいというふうに考えております。

今回の会合の成果の１つは以上申し上げたように、GNEPからIFNECへしっかりとミッションの変更が認識されたということであったというふうに考えます。

その関連で１つ捕捉させていただくと、（４）のところでございますが、ファイナンシャル、原子力については非常に財政、金融的支援の問題があるので、それについてもIFNECとしてしっかり議論をしていくべきだよという議論がございました。これは共同宣言ではそういう国際的なファイナンシャルサポートメカニズムの検討ということになっておりますが、閣僚の間では具体的に世界銀行の活用ということをもっと前向きにできな

いのかというようなご提案もあって、それを含めてまたステアリング、運営グループあるいはワーキンググループのほうで検討を進めるということも合意をされております。こういった点が1つの今回の成果であります。

もう1つは、中山政務官にご出席をいただいて、開催地がヨルダンであったということで、日－ヨルダンの間での関係強化、ちょうど I F N E C 会合の直前、ヨルダンの総理が日本にご訪問されたということもあり、その答礼の意味もあって中山政務官にご出席をいただいたわけですが、ヨルダンの政府あるいは原子力委員長とも日本政府代表としてご懇談いただいて、日－ヨルダンの関係強化についても合意が得られたところでございます。

以上、私から全体をご報告しましたが、何かあれば経済産業省からどうぞ。

(佐野企画官) 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課の国際担当の企画官をしております佐野と申します。

今回初めて経済産業省の中山政務官が I F N E C の執行委員会に出させていただきます。この機会をとらえまして、梶田審議官からご説明がありましたように、ヨルダンのリーファイ首相、それからその他原子力委員長等とバイで会談を持つことができまして、そういう意味では非常に今回執行委員会の中で経済産業省政務官から我が国の原子力発電に関する安全性、技術の高さを強調するというのをやっていたいただくとともに、そういうバイ会談の関係で幾つか働きかけを行うことができたということで、大変良い機会だったと考えてございます。

以上でございます。

(近藤委員長) それでは、何かご質問ございましたらどうぞ。

どうぞ、秋庭委員。

(秋庭委員) 基本的なことを伺って申しわけありませんが、I A E A の活動とそしてこの I F N E C の活動との関連性について、先ほど梶田審議官からは緩やかなフレームワークとして今後活動すると伺いましたが、決定的な違いというか、その辺のところをぜひ分かるように教えていただけるとありがたいです。

(梶田審議官) 例えば燃料供給サービスでも、I A E A では先生方ご案内のとおり、既に燃料供給サービス事業として具体的に取組みをやるというような段階にも進んでいる部分もあります。I F N E C の場合には、今のところあくまでフォーラムとしてお互いの知恵、情報を共有するというので、実際に事業まで取り組むというところを考えているわけではございません。コマーシャルベースのそういうサービスが成り立つとすればどういう条件が必要

かといったところの情報交換、提言をするという活動にとどまるだろうと考えております。

(秋庭委員) その活動の前の色々なディスカッションというふうに理解したらよろしいですか。

(梶田審議官) はい、そうです。

(近藤委員長) IAEAは国際条約に基づいた組織ですから、権利と同時に義務も背負い込むわけですが、このIFNECは、同好会と言ったら怒られてしまいますけれども、志を同じくする国が一緒に集まって前向きなことを考えるという性格のものと説明するのが、分かり易いと思いますけれども、違いますか。

(梶田審議官) おっしゃるとおりです。各国が色々な政治的立場、色々な配慮で参加されるに当たって、国を代表して発言も調整されて協議されるわけですが、こちらはもう色々な立場で自由に参加してくださいと。産業界の参加もIFNECの場合には産業界の代表の方あるいはアカデミズムの方、色々な立場で自由に発言をしていただける場としてフォーラム運営をしております。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 佐野さん、どうぞ。

(佐野企画官) 実際幾つかこの下部のワーキングに出席をさせていただいたことがございますけれども、その観点から申し上げますと、梶田審議官がおっしゃったとおり、この枠組みと言いますのは、より原子力発電所を導入するに当たってよりポジティブに意見交換していこうというようなそういう風潮が全体的に見られるように感じてございます。

(近藤委員長) はい、他に。

尾本委員。

(尾本委員) 私がGNEPあるいはIFNECの持っている大きな強みと思うのは、大臣級の会合があること。だから、大臣が集まって方向性を、もしイニシアティブを何かつくっていけばそれが大きな力を持ち得るという、そこに大きなメリットがあると思うんです。しかしながら、その大臣が大臣級で集まってこういう方向でいこうというのをなかなか決めないでいる。つまり、委員長がおっしゃったように同好会的なところがあって、そこはもっと力を発揮できる場所ではあるのではないかなと個人的には思っています。

特にゆりかごから墓場までというのは非常に開発途上国にとっては魅力的な言葉で、しかしそれは言葉だけであって、では具体的には何ができるのかということところが今後重要で、そういう期待感を持って集まった開発途上国に一体IFNECは今後何が本当のメカニズムとして提供できるかというのが重要なところだろうと私は思っています。メカニズムを継続審

議すると、そういう言葉が常に並んでいるんですが、大臣級のレベルでもっと具体的なところはどういうふうに積み上げていくかというのが今後重要なところかなと。感想です。

(近藤委員長) 梶田審議官、どうぞ。

(梶田審議官) まず、おっしゃるとおり閣僚級で何らかの意思決定ができる場であるというのは非常に大きな点でご指摘のとおりだと思います。今回はたまたま日程の関係で11月しか開催できなかったものですから、閣僚級では、もちろんヨルダンも閣僚がご出席ですけれども、あとは日本と数カ国、非常に閣僚の参加は少なかったんですが、先ほどご紹介遅れましたが、来年はポーランドで9月28、29日に開催するという方向で今準備しています。これですとIAEAの総会と前後で日程が組めるということで、来年は本当に閣僚級の会合ができるのではないかと、運営事務方としては考えているところでございます。そういう意味では閣僚級でのメッセージというのもできるだけ早くから各国とすり合わせて調整していきたいと。

その関連で、クレードルトゥグレイブサービスを含む核燃料サービスWGは日本とフランスで先ほど申し上げたとおり事務局を引き受けておりまして、フランス議長とも、今申し上げたとおり、過去に色々な研究あるいは各国それぞれの内部での研究もあります。そういったものをまず整理をして、何は議論として進んでいて、どこを追加で国際的に検討すべきかということのを至急今論点整理をしようということで作業を進めているところでございます。そういうものがきっちり整理できてくることによって繰り返しの議論をしないで一歩進めていくようなことにつながっていくだろうと。それを閣僚でオーソライズしていただいて、1日でも早いそういうサービスの実現に向けた提言をできるような形に持っていきたいと考えております。

(近藤委員長) 他に。

鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 今の点大変重要なところで、燃料供給ワーキンググループで日本が共同議長になったということは非常に重要な意味を持つと思います。幸いなことに、共同議長がこの分野の専門家、私もワーキンググループに参加させていただいたんですけれども、共同議長の裁きが非常に良かったと、評価が高かったと思います。ここで実質的な議論がされるわけですから、それで最後、尾本委員のおっしゃるように閣僚級につなげていくわけです。ここのワーキンググループの議論で日本の貢献度は非常に高いと思いますので、ぜひ期待しておりますので、よろしく申し上げます。

(近藤委員長) 他に。よろしゅうございますか。それでは、どうもありがとうございました。  
この議題、これで終わります。

その次の議題。

(5) 第11回アジア原子力協力フォーラム(FNCA)大臣級会合の開催結果について

(中村参事官) 5番目の議題でございます。第11回のアジア原子力協力フォーラム(FNCA)大臣級会合の開催結果につきまして、内閣府の梶田大臣官房審議官より説明いただきます。

(梶田審議官) 資料5の1ページ目でございますように、和田政務官、近藤委員長、尾本委員とともに北京に出張してまいりましたので、私からご報告させていただきます。

この日程、1枚目でございますように、18日に閣僚級で開かれたものでございまして、先にIFNECは閣僚の参加が少なかったと申し上げましたが、このFNCAの場には大臣、フィリピンとマレーシアの大臣がご出席で、あと日本、中国等々、大臣級の方もご出席いただいております。非常に地域としてアジアに限定されたフォーラムでございますが、閣僚間でのアジアの原子力利用の場に放射線利用、農業、医療等への放射線利用という分野も含んでのフォーラムでございますけれども、率直な意見交換ができたというふうに考えております。

今回のFNCAの特徴といたしましては、カザフスタンとモンゴルが新たに参加されています。各国の原子力状況についての情報交換というのが閣僚間で行われたわけございまして、その各国のステータスレポートにつきましては、3ページ目以降にそれぞれ各国書いてあります。時間に制約がございますので全てはご紹介できませんが、今回の特徴的なところとしては、例えば7ページ目をござらんいただきますと、今回新たに参加されたカザフスタンにつきましては、この7ページ目(6)から書いておりますが、次の8ページ目の6行目、7行目あたりから見ていただきますと、カザフスタンでも2020年までに新たに軽水炉を建設する計画だといったようなことですか、あるいは重イオン加速器等々の原子力研究をどんどん加速して進めたいというような非常に積極的な、カザフスタンの原子力利用に積極的な姿勢が紹介されております。

また、もう1つ新たな参加国としては10ページ目にモンゴルの状況がございます。モンゴルでは2009年に原子力法を施行して、新たに原子力庁を設立するなど、非常に原子力

利用のための体制整備を最近急速に進めていると。こういった分野での各国との協力を進めていきたいという非常に前向きな原子力姿勢のご紹介がございました。

一方、従来からの参加国、それぞれ原子力発電利用あるいは放射線利用、研究開発について積極的な姿勢が紹介されておりまして、全般に原子力発電利用に力を入れようという傾向が強うございました。その例として12ページ目、タイをごらんください。タイにつきましても、タイの報告の最後の3行をごらんいただければと思いますが、2011年早々にはタイとして新しい原子力プロジェクトに着手するかどうかの決定をしたいと。その念意としては、タイも原子力の発電利用に踏み出すことを最終的に決断する段階にきているというような報告がございました。本日は時間の制約があって3カ国しかご紹介しませんが、アジアで見ても非常に原子力の放射線利用あるいは発電利用について各国の積極的な姿勢が情報交換の中で確認されたと思います。

それに当たって、閣僚間でお互いの人材育成協力あるいは規制レベルの協力といったようなインフラ整備といいますか基盤整備についての協力をさらに深めていきたいということが再度確認をされたという場でもございました。

以上申し上げたような、ハイレベルでの協力姿勢の確認ができたというのが一つの成果でございますが、もう1点は、中国とのバイ会談を和田政務官が行っております。日中間が微妙な時期だということは本件とは関係ありませんで横に置きましても、政務官と中国の閣僚級の原子力委員長との間で、アジアでの原子力利用拡大に当たって日中で協力をさらに深めていこうというそういうことがハイレベルで確認できたという点も、1つの今回の成果であるというふうに考えております。

ご報告は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

尾本委員、感想などを一言どうぞ。

(尾本委員) 発電に関するパネルをずっと継続してきているんですが、それについて参加国から評価をし、かつ継続していこうという方向性が意見として出されてきています。これは非常に重要なことで、今後も続けていきたいと思っております。

(近藤委員長) 他にご発言希望はありますか。

それでは、ありがとうございます。この議題、終わります。

(6) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について



(中村参事官) 続きまして、6番目の議題でございます。近藤原子力委員会委員長の海外出張報告につきまして、近藤委員長よりご説明があります。

(近藤委員長) 資料6-1号と資料6-2号です。

資料6-1号がヨルダンの出張報告です。これは先ほどの議題にありました I F N E Cにかかわる出張でございますので、先ほどのご報告で尽きているわけですが、3. 概要に、私の感想が3つぐらい書いてございますので、それだけご紹介申し上げます。

ヨルダンの原子力に対する取組について、私個人としては人材育成という観点からどういう準備ができていけるのかなと思って関係者にお話を伺ったところでございますが、上の方は原子力の情報に精通した方がいるということ。それから、韓国から研究炉を導入するというようなこともあって、今後、原子力発電の導入に向けて準備をきちんとしていくことを期待して良いのかなと思いますが、日本としてはこうした具体的な取組みについて担当者同士で相互理解を深めていくことが重要なのかなというふうな思いを持ちました。それは、日本に対するある種の敬意というのを彼らが持っているということを感じたからです。

それから、2つ目として、この国の原子力発電所の計画が話題になりますが、彼らの電力需要予測を見ますと、現在が3GWぐらいであるところ、2030年でも10GWぐらいという、つまり、20年経って四国の系統容量にも満たない、人口は四国よりちょっと大きいぐらいなんですけれども、そういうところの原子力計画に世界が色めきたっているというのはちょっと異常という感覚を持つことも大切かと。勿論、彼らは、系統はエジプトとシリアとかつながっているし、ウラン資源を産出するので、といってもこれも十分な調査がなされているわけではなくて、現在ただいま専門家が調査をしているという状況ですが、これをベースに周辺地域との関係において電力輸出国になることを考えているということなんです、さて、内陸で十分な水源を確保できるのかなとか、考えるべきことが沢山ある段階。導入できる原子力発電所の規模は、私の目からすると、中型、100万前後のものをツインで入れていくということなのかなというところ、当然のことながら、どうせこれから入れるんですから新しいものという希望は当然持つと思うんですが、色々なところで使われようとしているものの中にはなかなか見当たらない。そこをどういうふうにして適切なものを選んでいくか。これは結構悩ましいでしょう。そういう問題意識はお持ちのようではありますが、これから苦勞するのかなというのが私の印象です。

それから、3つ目が提携国との関係です。そういうことで、新しい原子炉を入れることに

なった場合に、自分の国がその試験場になるというのは嫌だと、これはどこの国でも皆さんそうおっしゃる。そこで、責任を明らかにする観点から、技術提供国の規制当局がヨルダンの規制当局と一緒に技術提供者や運転者を管理監督するべき、つまり、この国を巡って官一官の連携と民一民の連携を並立させることが重要と考えているようです。日本は官民一体という言葉が大好きで、先ほどの人材育成の資料にも確か一体という言葉がありましたけれども、国際社会に出ていきますと、原子力については、安全規制が民と一体というのはあり得ないので、我が国の場合について言えば、我が国の安全規制機能を相手国において機能させることが求められることになる。だから、我が国はそういう意味で移転できるものを、国際社会がそれで良しと言える、いわば国際スタンプのついた安全規制体制を持っていないといけないことになるわけです。今後の国際社会で役割を果たすためには、そういうような認識を我々としてきちんと持っているということが重要という感想を持った次第です。

これがヨルダンでございます。

それからその次、資料6-2はワシントンのBRC、ブルーリボンコミッションへの出席とFNCAの出席についての報告です。前半のブルーリボンコミッション。正式なタイトルは米国の原子力の将来に関するブルーリボン委員会という、さらにアメリカ人はこの前に「オバマ大統領の」と付けることもあります。そういうタイトルの委員会の第4回の会合において、各国のバックエンド政策についてヒアリングする会合であったところ、日本の政策を説明してほしいということでかけた次第です。

私は、事前にこれまでのバックエンド政策を説明する10ページほどのノートをつくりまして、それを委員各位に送付し、当日はそのさわりをパワーポイントを使って20分ぐらいで説明し、その後、20～30分間委員との間でディスカッションしました。わざわざ委員長が出向いての説明ということで敬意を表してくれたためか、フレンドリーな質問が多いなと思いつつ、応答しました。具体的には、日本のエネルギー資源事情や「もんじゅ」の再起動に何でそんなに長く時間かかったのか、プルサーマルをどうして採用したとか、プルトニウムインベントリーの変化、六ヶ所の保障措置、それから原子力委員会としては透明性の観点から色々データを公開していることについて核セキュリティ上の問題はないのか、日本の核セキュリティ対策はどうなっているのか、再処理の経済性はどうかを考えているか。今もし現在新しく政策を決めるとしたら再処理についてどう決めるといった質問です。

折角だからブレイクの際に意見交換をと思ったのですが、議長始め委員とは、儀礼的な挨拶を交わすだけになりました。やはり大統領から選ばれた独立委員会の委員ですので、委員

会に付託された事項について委員会以外の席で、しかも、公衆の面前で特定の人と親しく話し合うことはしないという暗黙の了解に忠実でした。

それから、FNCAについては、私の役割はカントリーレポートの説明と、それから午後のセッションは政務官が退席されましたので、共同議長の役を引き受けるということでした。印象として4点書いてございますが、第1は、中国の発言ぶりが非常に変わってきたなということ。チェン氏が、中国はエネルギー、原子力については研究炉とかそれから高速実験炉を建設し、今後ともエネルギー分野における研究開発の協力を強化したいこと、同時に、もう既に24基の建設をしたので、中国のCNECという特に名前を引き出して、世界標準の原子力発電所の建設運転の力を持ったので、今後はメンバー国の原子力建設についてFNCAの枠組みで協力したいとしたのは、十分に時代の変化を感じさせるものでした。ただ、人材育成についてはとにかく大変なので、これについては経験を交流、協力したいということでした。

それから、この会合は大臣級会合で共同声明を出すというのがこの数年の試みなんですけど、事前に作業を色々やってきたわけですが、これがなかなか大変だったので、今後本格的にこれを続けるとしたらもう少し事務的な体制の整備が必要かと。IFNECの場合は運営グループがあって年に何回かやりとりしているわけですが、FNCAの場合はそこがちょっとウィークですので、これは少し考えなければならぬというふうに思いました。

3つ目は大臣級の午餐会でのこと。これは、事務方が一切入らないで大臣だけ、中国と日本だけが二人で、あとは全部大臣だけという会合でしたが、これは非常におもしろかった。おもしろかったというのは、非常に率直な各国の事情についての意見交換がなされたからです。それを細かく言うのはやめますが、モンゴルがここでFNCAの大臣級会合を自分の国で開催したいという希望を述べて、皆さんで検討しましょうということが和気あいあいのうちに決まったのですが、大臣政務官は先に帰ってしまって、正式の会合では発言がなかったので、預かった私どもが苦労しなくてはいけないと思っているのですが、より、一般的には、そこで出た、今はこの会合、日本と他のメンバー国との間で1年おきに交互に開催しているわけですがけれども、それではモンゴルの順番が来るのは20年後になってしまうので、日本はオリンピック並みに4年に一度にするとか何か考えた方が良いのではというかなというコメントをどうするか、これは検討課題だなというふうに思いましたので、会議の正式な議事要録には残っていないことですが、重要と思い、ここに書きました。

それから、最後のセッション、プレスの質疑のセッションですが、ここでは3つの質問が

中国とベトナムと日本にそれぞれひとつずつありました。日本に対してはF N C Aの主催国であるということを念頭に、F N C Aが直面している挑戦と今後の展望は何かという質問、ベトナムに対しては、これから原子力発電に取り掛かる国としてなにを考えているかということでした。ベトナムは原子力委員長が応えたのですが、彼はロシアから入れ、日本から入れることになったところ、そのうち中国と韓国からも入れますよと言いました。上手に言うなど感心しました。

私からは以上です。

何か質問ありますか。

(鈴木委員長代理) さっきのI F N E Cとも関係するんですが、特に新しく原子力発電を導入しようとする国の関心として、燃料サイクル供給保証とかC T Gコンセプトとかについては何か特に議論がありましたでしょうか。

(近藤委員長) 今回は特に印象に残った発言はありませんでした。F N C Aではこの数年それについて言及する国がなかったわけではないのですが、今回はそうでした。F N C AのメンバーはG 7 7国ですから、平和利用の権利の議論にこだわるので、こういうところでこのことについての発言はしにくいのかもかもしれません。他方で、私としては、そういうものが国際社会にあるとなると、当然、それも利用したいと発言することになるが常のところ、これ、まだ観念論の世界にしかないのに、それがデファクトスタンダードになってしまうおそれなしとしないと思っています。

ですから、私はアメリカの友人に、それを先導的にいっていると、いつのまにかそれを整備する約束を求められることになるよというんです。けれども、彼らは、だから、I F N E Cの声明にあるように、コマーシャリーなシステムの実現を目指すとしてある、国と国の話ではないんだという。でも、それがコマーシャルな取組みであったら、I F N E Cで議論するものでもないでしょうから、そこには若干矛盾がある。

確かに、こういう言葉がもう流布していますので、これからやろうという国は当然そのことに言及して、何らかのサービスあるべしとなってしまうのは良いことという意見があっても良いのです。しかし、コマーシャルといっていて、ノーアクションで期待を裏切ることがもたらすリスクをだれが引き受けるのか、そこだけは詰めておくべきで、私はこれから日本でこれに係るワーキンググループの共同議長を引き受けるわけですけども、ここでは、そういう途上国のセンシティブティを理解しつつ議事を裁いていくということが重要と思っています。

大庭委員、どうぞ。

(大庭委員) 先ほど梶田審議官に質問するべきだったのかもしれないのですが、気になっているのは、FNCAでこれだけアジアの原子力分野における協力を進めているのですが、こういう原子力協力についての多国間の枠組みと、もっと幅広いエネルギー分野の問題等のことを扱っているような他の枠組みとの連携はないのかということなんです。すなわち、ちょっとメンバー国がずれるのですが、APECにおいてもASEANプラス3においてもASEANプラス6においても、エネルギーというのは1つのトピックになっていて、しかもプラス3になるか6になるかあるいは8になるか分かりませんが、広域の経済圏をつくる時にエネルギー協力の話も盛り込むということもあり得えます。そういう状況下において、原子力分野の協力枠組みというのが他の枠組みと連携なしに進んでいくというのはどうなのかなというふうに前から思っているんです。この点についてはどのような議論があるのか、もしあれば伺いたいし、あるいは委員長のご意見なども伺えればと思います。

(近藤委員長) まず、梶田審議官から、どうぞ。

(梶田審議官) FNCAの活動自体は2000年から放射線利用についてフォーカスを当てて進めてきておりました。したがって、当初はいわゆるエネルギー利用とは視点が違っておりましたが、ご案内のとおり、2004年以降、パネルを始めて原子力発電利用に広がってきています。今まではまだ原子力発電利用といっても、そのどのような諸条件が将来必要になるかというような相当実行の前の段階のパネルでの情報公開にとどまっていたのですが、先ほど申し上げたように、タイとか新しく利用に踏み込んでいこうというような意欲を各国が持ってきた関係上、私どもがパネルで運営する中身というのももう少し具体化に近いところとなる。そうなってくると、例えば国内的には経済産業省なり各関係省庁の協力も得ないといけない。それから、これは他の国もそうです。そうなった場合に、当然経済産業省に事務局の協力をお願いすれば、アジアでのエネルギー安全保障、供給安定化の問題ともAPECで議論しておりますから、そちらの方での調整というのが国内でも出てきますし、アジアでも出てきます。そこは今後議論のフォーカスを広げていく中で当然国内体制を含めて意識していかなければいけないところだと思っています。今の段階でまだどう役割分担をするかということまでは整理をつけているものではありませんけれども、問題意識としては持っております。

(近藤委員長) 私も同じ感想を持ちます。確かに、FNCAに出てくる大臣の中には、実はA

P E Cにも絡んでいる大臣もおられるのです。だから、そういう大臣はそういう意味のリンケージについて問題意識を持った発言をされることがあるわけです。しかし、これまた大臣が、日本だけではなくて他の国でも代わりますから、その国の主張が必ずしも一貫しているわけではないんです。ですから、まだ、そのエネルギー問題に共同して対処するという問題意識が醸成されているということではない、なかなかインベストメントに関わる世界までいかず、ジャストトーキングということが今までは多かったです。けれども、これからは、少しずつそういう経済効率としての利害の調整、共同歩調の取り方の議論が重要になってくる局面が出てくる可能性が高まるでしょう。その際には、ここでその議論をするのがいいのか、あるいはまさしくA P E Cのワーキンググループの一つとしての看板で議論するのがいいのかという問題、整理も当然必要になるでしょうね。しかし、そこではF N C Aを使うとなると、メンバーの恣意性ということが引っかかることになるでしょうし、また、こと原子力について言うと、そういう投資というか国際通商の側面とは別に、国際規範の共同順守の側面、つまり、3 Sに係る部分については恐らく原子力というタイトルをもった組織が一定の役割を果たし続けることはあるので、A P E C等の枠組みに対して、そういうことについて発言し、その役割を分担していくことを考えていくのかなと思っています。

(大庭委員) 原子力の特殊性というのはあると思いますので、原子力についての専門のフォーラムの存在は大変重要だと思っています。ただ、多分今までは多くの場合、それぞれの多国間枠組みやフォーラムでもっぱら意見交換を行う、ということに留まっていたのが、今後実際に踏み込んで実際の協力なりプロジェクトなりを進めていくとなると、関連する分野を担当する複数の枠組み間、フォーラム間の連携のことについて真剣に考えなければいけないではと考えています。国内において様々なフォーラムや枠組みについて、それぞれの所轄官庁があるとは思いますが、やはり先々のことを考えてこの辺について検討する必要があると考えています。

(近藤委員長) はい、そのために原子力委員会があるのですから、我々の責任、そういう問題意識を持って皆様にご検討をお願いしていくことが大切と思います。

それでは、この議題はこれで終わります。

次の議題。

(7) 尾本原子力委員会委員の海外出張報告について

(中村参事官) 7番目の議題でございます。尾本原子力委員会委員の海外出張報告につきまして、尾本委員より説明があります。

(尾本委員) 中国のFNCA会合と、それからマレーシアのIAEAミッションとの2つがあります。

FNCA会合はもう既に先ほどから論じられておりますが、私の役割は原子力発電の基盤整備に関するスタディパネルの第2回が今年に7月に韓国で行われまして、その報告をするということ。もう1つは、原子力エネルギーの利用のためのラウンドテーブルディスカッションでリードスピーチを行って幾つか提案をしたということです。

3の(1)のところにそのリードスピーチとして4点を挙げたということが書いてありますが、1つは、インフラ整備のための協力、今までもやってきたスタディパネルを継続するということを提案して、そういう方向でというのがレゾリューションに盛り込まれています。

それから、2番目は安全・セキュリティ、それからノンプロリフェレーションを地域の中で確保していくということ。FNCA加盟国は自然災害、地震、火山爆発、津波といった自然現象が他の地域に比べて多いところなので、それに対する備えが重要で、これに対する知見を共有するということが重要ではないかということを書いて、レゾリューションにもそういったことが盛り込まれています。

3番目は、低炭素社会に向けて、特にエミッションクレジットメカニズムといいますか、バイラテラルを含めたエミッションクレジットをどういうふうにしていくかということについて今後検討するということを提案して、これもレゾリューションに入っております。

それから4番目は、まさに今議論があった点に関係するんですが、FNCAの課題として大きく言って2つあると思うんです。特に原子力発電に関係してなんですが、1つは、完全に類似というわけではないんですが、似たようなメカニズムがある、例えばIAEAのRCAだとか、教育分野ではANENTだとか、幾つかの類似の活動があるところ、そういったものとのシナジーをどうやってつくっていくか、あるいはオーバーラップをどうやって避けるか、こういったものが1つの側面。それからもう1つは、梶田審議官がまさにおっしゃったように、昔の放射線利用からどんどん発電という方向に関心が高まっている。その場合に今までの科学技術大臣を中心とした会合ではなかなかうまく対処できないところがあるところ、これを一体どんなふうにしていくかという、ということを含めて議論があるべしと思っただんですが、ここは事前の会合でもなかなか意見が出にくいところです。実は、韓国のスタディパネルでもそういう話をしたんですが、どうも加盟国は色々な協力やメカニズムがあれ

ば良いのではないのと。色々と仕分けと言いますか、これはここに任せてとか、あるいは将来どういうふうにするかというよりはとにかく色々なメカニズムがたくさんあることは良いことだという、そういう意見の国が結構多いのが現状なんです、今後のFNCAの会合に向けては、この最後のポイント、いかにして独自のいいアデッドバリューを出していくかというところが重要なポイントかというふうに思っています。

それから2つ目は、FNCA会合の後にクアラルンプールに行ったんですが、これはIAEAがマレーシアで行ったIAEAミッション、原子力発電の基盤整備ミッションですが。それに参加したということで、非常にそっけない言い方をしておりますが、内容については守秘義務がありますので、こういう場で言えないので簡単に書いてあります。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

それでは、これは終わります。

次の議題。

#### (8) 原子力政策大綱の策定について

(中村参事官) 8番目の議題でございます。原子力政策大綱の策定につきまして、藤原参事官補佐より説明いたします。

(藤原参事官補佐) ご説明をさせていただきます。

本年7月20日付けで原子力政策大綱について見直しの必要性の有無の検討を行うという原子力委員会決定が行われております。この決定に基づきまして、これまで有識者や一般国民の皆様からのご意見聴取などを含めまして、原子力委員会において検討が行われておりました。このような委員会での検討結果につきまして、その結果のおまとめをいただいておりますので、事務局より読み上げさせていただきます。本日の資料第8号でございます。

#### 原子力政策大綱の策定について (案)

##### 1. 新たな原子力政策大綱策定への着手

我が国における原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法に基づき、将来におけるエ



エネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として推進されてきています。

原子力委員会は、この目的を達成するための国の施策が計画的に遂行されることに資するべく、平成17年（2005年）には、今後10年程度の期間を目安とした国の施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、原子力行政に関わりの深い地方公共団体や事業者、国民各層に対する期待を示す「原子力政策大綱」（以下、「大綱」という。）を策定しました。

大綱の策定から5年を迎える本年7月に至り、原子力委員会は、国内外の原子力利用に様々な変化が見られることを踏まえて、定例会議等の場で23人の有識者と意見交換を行うとともに、3回の「大綱の見直しの必要性についてご意見を聴く会」を原子力施設立地地域及び電力消費地において開催し、国民からの「意見募集」を実施しました。

これらの意見や原子力の研究、開発及び利用を取り巻く国内外の情勢、そして平成18年より実施してきた政策評価の結果等を検討した結果、原子力委員会は、以下のような現行の大綱策定後の変化や取組みの進展状況を今後の国の施策の基本的考え方に反映させるべきであると考えます。

- ・ 温室効果ガス排出削減に対する要求の高まりやエネルギー安全保障の重要性の増大、放射線利用技術を含む原子力科学技術の経済成長に対する役割に対する認識の高まりなど、原子力を取り巻く環境に大きな変化が生じていること
- ・ 地震等の影響で我が国の原子力発電所の平均稼働率が低迷していること、高速増殖原型炉もんじゅの運転再開が遅延したこと、プルサーマルが開始されたものの六ヶ所再処理工場のしゅん工が遅れていること、高レベル放射性廃棄物処分場の立地地点の選定活動が進展していないこと
- ・ 原子力発電に対する関心が高まり、その建設を巡って国際通商が活発化し、国内外において人材育成に対する関心が高まり、原子力の研究、開発及び利用に係る二国間、多国間関係の拡大・充実が求められている一方、原子力安全、核不拡散、核セキュリティに関する取組みの強化が国際的に求められていること

そこで、原子力委員会は、1年程度の期間で、新たな大綱の策定を目指して検討することとし、その検討を開始します。

## 2. 新大綱策定会議の設置、運営等について

### （1）新大綱策定会議の設置

- （イ）新たな大綱の策定に向けて必要な事項を調査審議する新大綱策定会議（以下、「策

定会議」という。)を原子力委員会に設置します。策定会議の構成員は、原子力委員会委員長、委員、専門委員をもって構成します。

(ロ) 構成員となる専門委員は、広く国民の意見を調査審議に反映する観点から、原子力委員会が、地方公共団体、NGO、事業者、研究機関等の関係者、学識経験者等から、専門分野、性別のバランス、原子力を巡る意見の多様性の確保に配慮して選定することとし、別紙のとおりとします。

(ハ) 策定会議の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程(第二条第一項、第三条ただし書き及び第四条第一項を除く。)を準用します。この場合において、同運営規定中「部会長等」とあるのは「議長」と読み替えます。

(ニ) 策定会議の議長は原子力委員会委員長をもって充てます。

(ホ) 策定会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くこともできないものとします。

(ヘ) 構成員の代理出席は認めないものとします。ただし、議長が必要と認める場合には、欠席する構成員の代理の者を説明員として出席させることができることとします。

(ト) 調査審議を円滑に行うため、必要に応じ、小委員会等を設置することができることとします。小委員会等の設置、構成員等は原子力委員会が決定することとします。

(チ) 調査審議が終了したときには、策定会議及び小委員会等は廃止するものとします。

## (2) 調査審議の進め方等について

(1) (ハ)のとおり、策定会議は、原子力委員会専門部会等運営規程第四条第二項から第四項を準用し、議事を公開することとします。ただし、議長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではありません。また、同運営規程第八条を準用し、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明を求めることができることとします。さらに、次に掲げる事項に配慮するものとします。

(イ) 策定会議及び小委員会等の議事録は会議終了後速やかに作成し、原子力委員会ホームページ等において公開します。その際、議事概要の作成や録画等の方法により、速報性の確保に努めます。

(ロ) 意見募集やご意見を聴く会の開催等により広く国民の意見を聴取して、これを調査審議に反映します。

3 ページ目は別紙で新大綱策定会議の構成員の一覧となっております。

1 枚飛ばしまして、5 ページ目から参考に原子力委員会専門部会等運営規程を添付してございます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

これ、今朗読いただきました文章を原子力委員会決定とするべきか否やが本日の議題でございますが、これについてご意見をどうぞ。尾本委員。

(尾本委員) この文章の中で幾つかの出来事、例えばもんじゅの再起動の遅れとか、六ヶ所再処理工場の竣工の遅れというそういう変化や進展状況というものを基本的な考え方に反映させるべきと、こういうふうに書いてありますが、その点について、決定文章の変更を求めるものではないんですが、私にとってはこんなふうな解釈をしていますよということを言いたいと思います。

第一に、大綱というのは基本政策を論じるもので、別にスケジュールを厳密に決めているものではないわけですから、重要なのはそういった遅れとか起きたことの背後にある要因とか、その持つ意味合いとか、こういったものが重要で、それを分析して、それが基本政策に関わりがある場合にはフィードバックさせると、こういうことではないかと思います。

それから、もう1つは、ここで書いてある3つのビュレットは、いずれも私が見るところ過去に起きたことです。しかし、我々は今後5年とか10年を考えて、その中で基本的な原子力政策をどうするかということを議論するんですから、今後どんなふうに世界は推移していくのかということも考えて、そういう観点から基本政策を論じることも必要ではないかと思っております。

私はこの文章をそういう意味合いで読んでおりますので、間違いはないと思うんですが、一応そういう意見を言っておこうと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

今の点につきましては、1つは、まずこの大綱が何者であるかについてですが、2つ目のパラグラフにありますところがそれです。たまたま平成17年と書いてありますが、そもそも大綱はこういうものと。つまり、今後を展望して、基本的な方向性を明らかにして、あるいは期待を述べるものであると。それから、そこには今後10年程度と書いてあるところ、実はまだ5年しかたっていないので、このままでも良いのではないかという議論もあるかもしれないけれども、皆さんから色々ご意見を伺ってみると、少なくともこういうことについて

どう理解して政策を進めていくのか、この基本方針で読めるかという問題提起があったところ、そういうことについて説明する責任は私どもにあるので、検討の結果、この際新たな大綱の策定を目指すということが適切と判断したとしています。ですから、尾本委員のおっしゃられたように、読めると思います。

(尾本委員) 私もこの決定を変えようということを提案しているわけではないんですが、特に変化や取組みの進展状況を基本的考え方に反映させるというところが、あまり短絡的に物事を考えると誤解を招くかなという観点で申し上げたまでです。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに。

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員長代理) 私はこれで文章はよろしいかと思いますが、最後の調査審議の進め方等についてのところで、(イ)、(ロ)と書かれていますけれども、この趣旨はやはりできるだけ民主的なプロセスで透明性を高めて、国民の方々にもアクセスできるような情報提供を行うという成長のための原子力戦略で我々が提案した趣旨をこういうふうに書いていただいたということで、実施面でもそのように努力していきたいということで私は理解していますので、そういうことでやっていくという決意表明です。

(近藤委員長) 最近どんどん技術が進歩していますから、そういうものを効果的に使って、透明な議事運営を行い、かつ国民の皆様に参加感を持っていただけるような取組を、意見募集やご意見を聴く会、意見募集、それについて最近マスコミが問題視されているのでなかなか難しいんですけれども、しかしそれなりに皆さん、これは原子力委員会の責任ですから、先生方に知恵を尽くしていただいて、事務局のできる能力の範囲内で最大限の尽力をしていくということなのかなというふうに思いますので、この点については、ご指導のほどよろしくをお願いします。

では、秋庭委員。

(秋庭委員) 私も鈴木先生のおっしゃるとおり透明性を高め、参加意識を高めていくということが大事だと思うんです。特に国の原子力政策の根幹に係る重要な問題ですので、国民がみんな関心を持つように、原子力委員会としてもぜひ関心を持っていただくようにする必要があります。そしてご意見もどんどん積極的に出していけるように、これから私たちが考えていかねばならないと思っております。コメントです。

(近藤委員長) ありがとうございます。

大庭委員、どうぞ。

(大庭委員) 先ほどFNCAやIFNECのところでも出た話と関連しますが、資料の中の、現在見られる状況変化について述べた箇所の3ポツ目に、原子力に関する関心が高まって、国際通商も活発化して、その上で二国間、多国間関係の拡大・充実が求められている中で、原子力の世界で核不拡散、核セキュリティに関する取組みの強化が国際的に求められているとの記載があります。現大綱にもこれらの点について、全く言及されていないわけではないのですが、前の大綱のときよりもさらにこのような取組みが大事だと思います。先ほど委員長はFNCAその他のことを高次の観点から幅広い分野の中に位置付ける、というのは我々の責任であるとおっしゃったと思います。どこまで大綱に入れ込むかというのは色々と議論があると思いますが、この点についての大綱の中での記載の充実ということを考えていきたいと思っているところです。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ちょっと話を戻すようで恐縮ですが、この紙、何となく現状にこだわっているように読めることをご心配されたのですが、この文章はそれなりに前向きに読んでいただけるかなと。例えば今ご指摘の点も、将来展望があればこそそのリクエスト、リクワイヤメントがあると、希望を述べられていると、それを受けなければならないということを書いているところで受けとめることができるし、1番についても、やはりこういう原子力を取り巻く環境が変わってきているということで、これをどうするのかという、これはやはり未来志向の問題意識が皆さんから提示されたので、これに応えるべきとそう述べているのです。

そういたしますと、いかがでございましょう。この文章で委員会決定とすることについて、よろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) はい。それでは、そのように決定させていただきます。

ありがとうございました。

(9) その他

(近藤委員長) その他議題。

(中村参事官) 事務局からは特に準備ございません。

(近藤委員長) 各委員から何か。

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員長代理) 最近の北朝鮮の情勢について、特にウラン濃縮の問題等、それから安全保障上の緊張が高まっており、原子力委員会として注意しておくことが必要ではないでしょうか。

(近藤委員長) 原子力委員会は、核セキュリティの問題について基本的な考え方をお示しして、各関係省庁にもご尽力いただくという立場でありますので、私どもとしてこの際という言葉が適切かどうかなんですけれども、しかしこれは常日ごろ緊張を持ってやっていただくべきこととは思いつつ、核セキュリティに関してこの機会に十分点検に念を入れて取り組んでいただきたいということを申し上げるべきかと思ったんですが、実は経済産業省におきまして、経済産業大臣が既にしてこのような取組を現場において出されているということが伝えられ、かつは、これは計画がたまたま一致したというべきなのかもしれませんけれども、それに関わるような訓練もなされているという状況がありましたので、そういう問題意識を持っているということを何らかの方法で事務的に伝えることぐらいで良いのかなと。ここで何らかの決議なり見解を表明するということは必要ないのかなと思ひまして、議題としては用意していません。

それから、北朝鮮の、これも2つの面があって、IAEAの査察を本来受けるべきものが受けなくてなされているということ、そういう国際約束の世界の違反の問題に対して何か言うのかという問題。それと、そこで濃縮技術について誰がどういう責任でどういう根拠を持っているか分からないけれども、何か日本と関係づけての発言があったという問題ですね。で、前者につきましては、これも核実験を彼らがやった折に私どもとしての見解を既に表明しているところであり、それにつけ加えるものはないのかなということで、改めて何かアクションをとらなくても良いのかなというふうに思いましたので、これも見解等を考えないでよいと判断しました。もしご提案があれば皆様のご意見を伺うことにはなりますが、私としてはそれで良いのかなと思っています。

それから、この日本のことが言及されたことについては、それに対して一々反応すべきか、それ自体、一種の過剰反応になることを恐れるべきかと考えました。で、大事なことは、国際社会に対して私どもは常日ごろ機微技術の管理の重要性を説き、皆さんに核不拡散文化とか核セキュリティ文化ということでもって、現場におきましての国際違反に基づく行為はいささかもあってはならないということについてご配慮いただくことについてお願いをされているということをございますので、某国の某人がかくなる言及をしたということをもって、

核不拡散文化の重要性について改めて重々配慮されたいということを使うべきかと考えたんですけれども、これはやめた方が良くないかなというふうに思いました。

ただ、繰り返しますけれども、我が国は、多くの世界の国の中で例外的に濃縮、再処理を民間の事業としてやっている国でございますので、そういう意味のアテンションが高くなるということは当然のことですが、認識している関係各位には十分の管理、対応をやっていただくということは大切ということをおりあるごとに申し上げていることは、この際、思い出していただくことは大切と思っています。今日ここで、こういうことを議論したということに関係者に事務的に伝えるということはある程度良いのかなと思います。

何かあれば。大庭委員。

(大庭委員) 北朝鮮について、たまたま藪中三十二氏、前に外務省で北朝鮮に交渉をやった方の本を読んだばかりで、割と志向できる場所が多かった。つまり北朝鮮は国内世論を全く気にせずに外交ができるので、あるいは他国との交渉ができるので、その辺がものすごくこちらからするとやりにくい。ですから、そういうシグナルを各人が色々と出すということはあると思うんですね。一々それに付き合っあまり振り回されない方がよろしいのではないかと。

あと、こういう国と色々と交渉するとき、現場で色々と入れ込む方々は大変だと思いますけれども、北朝鮮がこのままずっとこの体制でいるかどうかは分からないので、そういう先のことを見越して、入れ込むべきところには色々と日本の立場であるとか国際社会の規範であることとかを入れ込んでいくことが大事だろうというふうに考えています。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、今の点につきましては、そういう大庭委員のご注意も踏まえつつ、しかしそういうことで、我々としてはそういう認識をしているということについて意見交換をしたことは適切だったかと思っておりますので、その事実は何らかの方法でお伝えするべきところにはお伝えすることにいたしましょう。

他に何かありますか。

では、今日はこれで終わります。

次回の予定をどうぞ。

(中村参事官) 次回のご案内をいたします。次回、第62回の原子力委員会の定例会につきましては、来週12月7日火曜日、10時半から、中央合同庁舎4号館の12階の1202会議室を予定してございます。

なお、原子力委員会では、原則毎月第1火曜日の定例会終了後にプレス関係者の方々との定例の懇談会を開催してございます。次回は12月の第1火曜日に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えてございますので、プレス関係者の方におかれましてはご参加いただければ幸いです。

以上でございます。

(近藤委員長) では、これで終わります。

—了—